

令和 4 年 2 月 3 日
関東東北産業保安監督部

ガス事業法における特定ガス発生設備の定期自主検査に
ついて
(注意喚起)

1. 関東東北産業保安監督部（以下、「当部」という。）は、ガス事業法第 3 4 条の規定に基づき行われる定期自主検査において、※特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査が法令で規定する時期に行われなかったことから、令和 3 年 1 1 月及び、令和 4 年 2 月にそれぞれ当該ガス小売事業者に対して行政指導を行いました。
2. このことから当部は、特定ガス発生設備によりガスを供給する管内ガス小売事業者に対し、定期自主検査を適切な時期に実施するよう注意喚起します。

※ 特定ガス発生設備のうち容器（バルク貯槽）に係る開放検査の時期は、特定製造所設備指針により液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律におけるバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示を基準としていることから、バルク貯槽製造の日から起算して経過年数 20 年以下のものは 20 年、経過年数 20 年を超えるものは前回の検査日から 5 年とするもの。

(本件に関するお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部 保安課

担当：小倉、大竹、高橋

電話：048-600-0417 (直通)